

「札幌市子育て世帯訪問支援事業実施業務」募集説明書

1 業務名

札幌市子育て世帯訪問支援事業実施業務

2 業務目的

札幌市子育て世帯訪問支援事業は児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、家事支援や育児支援を行う者（以下、「訪問支援員」という。）を派遣することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

3 業務内容（概要）

対象家庭に直接行う支援で、札幌市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）の別表1に掲げる事項のうち、市長が必要と認めるものとする。また、訪問支援員の派遣先は、本事業の利用者（以下「対象家庭」という。）の自宅であり、保護者の在宅時に行う。ただし、別表1の1のエ、別表1の2のオ、カ、キについては例外とし、外出先の支援を行う。なお、外出先の支援の場合も、支援の開始又は終了時は原則対象家庭の自宅とする。

外出先の支援のうち、保育所等の送迎支援については、原則として保護者同行とする。ただし市長が必要性を認め、受託者と保護者双方が合意した場合に限り、保護者が同行できない場合でも支援を行うことができる。

4 業務委託の概要

- (1) 令和7年度の契約期間（予定）
令和7年（2025年）10月1日から令和8年（2026年）3月31日まで
- (2) 契約締結日（予定）
令和7年10月1日
- (3) 契約単価について
実施要綱の別表2のとおり。
- (4) 契約方法
実施要綱の別記の要件を満たす事業者と契約候補者とし、随意契約とする。

5 応募資格

下記(1)及び(2)の要件をすべて満たすこと。

- (1) 以下のア～ウのいずれに該当すること
ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者であり、同法第5条第2項の規定による居宅介護を行う事業者

イ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定による指定居宅サービス事業者であり、同法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護を行う事業者

ウ 家事支援又は育児支援の事業実績があり、本事業開始時点で 1 年以上の派遣実績がある事業者（ただし、派遣する訪問支援員については、事業者が直接雇用しているものに限る）

(2) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている、又は下記ア～の力のいずれにも該当しない者。

ア 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。ただし、その事実があった後、既に 3 年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けた者については、この限りでない。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) この号（(キ)を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 審査基準日の直前 1 年間に於いて、1 期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者

エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者

オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者該当する者

6 参加手続き

(1) スケジュール (予定)

時 期	手続きの流れ
令和7年8月6日 (17時00分)	子ども未来局児童相談所地域連携課に意向の申し出
令和7年8月中旬	申出書を含む書類一式の提出締切
令和7年8月下旬	被指名者選考委員会の実施
令和7年9月	契約締結に向けた諸手続きの実施
令和7年10月1日	■委託開始【委託期間：契約締結日～令和8年3月31日】

(2) 提出書類 (上記の期限までに担当部局へ受託を希望する旨の申し出を行い、担当部局へ持参又は郵送により提出すること)

ア 申出書 (実施要綱 様式 13)

イ 添付資料

定款・基本的規約・現在事項全部証明書 (法人の登記簿謄本。但し、募集案内の配布開始日以降に交付されたもの。)

ウ 収支決算書 (令和4～6年度)

エ 貸借対照表 (令和4～6年度)

オ 財産目録

カ 法人の基本理念、運営方針、運営状況、活動状況の概要がわかる資料 (様式自由)

キ 法人の過去3年間に於ける札幌市税納税証明書 (指名願用で、募集案内の配布開始日以降に交付されたもの。ただし、納税義務がない法人を除く。)

ク 5-(1)-ア又はイに該当する場合は指定通知書の写し (指定有効期限内のもの)

ケ 5-(1)-ウに該当する場合は1年以上の家事支援又は育児支援の事業の派遣実績が契約開始 (R7.10.1の予定) までに1年以上あることが確認できる資料 (様式自由)

コ 補償保険加入証 (実施要綱第24条第2項に規定するもの)

サ 個人情報取扱安全管理基準適合申出書 (「個人情報取扱事務委託等の基準」 (令和5年1月6日付総務局長決裁) 様式1)

シ 申出書等の提出までに札幌市競争入札参加資格者名簿 (物品・役務) に登録されていない場合は、下記の提出が必要。

- ・ 誓約書 (札幌市競争入札参加資格審査等取扱運用指針 様式27)
- ・ 事業に係るもの
 - (ア) 収支予算書 (令和7年度)
 - (イ) 苦情解決に係る規定 (予定のものを含む)

(3) 留意事項

ア 札幌市が提供した資料は、札幌市ので承なく公表、使用することができない。

- イ 期限を超えての申出のほか、提出、差し替え、変更、再提出は認めない。
- ウ 提出書類は返却しない。
- エ 本公募の応募に係る経費は、すべて応募者の負担とする。
- オ 応募者が参加資格を有することを確認したときから契約締結までの間に、下記のいずれかに該当する場合は、契約候補者としての選定を取り消す。
 - (ア) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - (イ) 本事業の業務を実施できないことが明らかになった場合
 - (ウ) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなった場合
 - (エ) その他、札幌市が不適切と判断した場合

7 選定及び契約について

(1) 選定について

提出書類等の内容を総合的に評価のうえ、実施要綱の別記で示す要件を満たし、かつ本事業の実施が可能と判断できる事業者を契約候補者として選定する。

(2) 契約について

被指名者選考委員会にて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、契約候補者と随意契約（特定）が適当であると判断した場合は、契約候補者に「札幌市子育て世帯訪問支援事業実施業務の委託契約に係る実施法人の指定及び契約条件について」（実施要綱 様式 15）を提示する。

8 質疑

本業務に関する質問がある場合は、令和 7 年 7 月 31 日（木）17 時 00 分までに、質問書（任意様式）に要旨を簡潔にまとめ、電子メールにて担当課まで送付すること。

なお、回答は質問者に対して個別に行うが、広く公開すべきと判断したものについては、ホームページに掲載する。

【送付先アドレス：kodomo.jisou@city.sapporo.jp】

【担当部局】

〒060-0007

札幌市中央区北 7 条西 26 丁目 1－1 札幌市児童福祉総合センター 1 階

札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課 担当：牛嶋、大坂

電話：011-622-8620／FAX：011-622-8701

メールアドレス：kodomo.jisou@city.sapporo.jp